

平成29年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 あて

(申請者) 住所
ふりがな
氏名

該当する許可証以外を取り消し
線で消してください。

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

~~「産業廃棄物収集運搬業許可証」~~
~~「産業廃棄物処分業許可証」~~
~~「産業廃棄物処理施設設置許可証」~~

の事業の範囲の表記変更に関する申出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）の施行に伴い、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理に関し明示する必要があることから、下記のとおり、許可証の書換えを受けるため、関係書類を添えて申し出ます。

記

- 1 許可証の取り扱う産業廃棄物の種類に次の記載を追加することを申し出ます。

1又は2のいずれかを○で囲んでください

記載追加の内容	
1	「(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)」
2	「(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)」

(注) いずれかを○で囲む)

なお、水銀使用製品産業廃棄物を含む産業廃棄物の種類は、

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等

となります。

また、水銀使用製品産業廃棄物を含む産業廃棄物は

水銀回収義務のある水銀使用製品産業廃棄物の有無	
1	水銀の回収が義務付けられているものを含みます。
2	水銀の回収が義務付けられているものを含みません。

(注) いずれかを○で囲む)

記載追加の内容で2を選んだ場合、
取扱いのある産業廃棄物の種類のうち、
水銀使用製品産業廃棄物を含む
産業廃棄物の種類を記載してください。

記載追加の内容で2を選んだ場合、
1又は2のいずれかを○で
囲んでください。

2 許可証の取り扱う産業廃棄物の種類に次の記載を追加することを申し出ます。

産業廃棄物の種類	記載追加の内容
燃え殻	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
汚泥	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
鉱さい	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
廃酸	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
廃アルカリ	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」
ばいじん	1 「(水銀含有ばいじん等を除く。)」
	2 「(水銀含有ばいじん等を含む。)」

(注 取扱いのある産業廃棄物の種類毎にいずれかを○で囲む)

なお、水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物は

水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等の有無	
1	水銀の回収が義務付けられているものを含まず。
2	水銀の回収が義務付けられているものを含まず。

(注 いずれかを○で囲む)

取扱いのある産業廃棄物の種類毎に
1 又は 2 のいずれかを○で囲んでください。

いずれかの産業廃棄物の種類において
記載追加の内容で 2 を選んだ場合、
1 又は 2 のいずれかを○で囲んでください。